

## 組合員と協会員の違い

商工組合日本医療機器協会の定款、

第3章 組合員（組合員の資格）第8条には、

**『本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合の地区内において医療機器の製造・販売及びサービスを業とする事業者とする。』**

とあります。

そして、本組合の地区内とは、

定款、第1章（地区）第3条に、

**『本組合の地区は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域とする』**

と定義されています

しかしながら、今般のように生産拠点の地方展開や、医工連携の全国展開を踏まえて、幅広く組合活動を全国展開していくうえで、新たに協会員を定義しました。具体的には以下の通りです。

商工組合日本医療機器協会の規約、

第2章 組合員名簿等の作成（組合員・協会員等の区分け）第4条に、

**『定款第8条に規定する組合員とは別に、非組合員たる協会員を置くことができる。』**

また、第2項には、

**『総会における議決権・選挙権及び被選挙権並びに意見陳述は組合員のみとする。』**

との規約変更(平成27年度総会承認事項)を実施し、広く全国に協会員として当組合に参画することが可能となりました。